

# 奨学金貸付で修学支援

月額5万円(上限)・無利子

経済的な理由で、大学などへの修学が困難な方の負担を軽減します。



## ◆対象 (全ての項目に該当する学生)

- ①大学、専門職大学、短期大学または専修学校(専門課程)に在学する方
- ②西脇市に1年以上在住し、住民登録がある方(修学のために転出している方を含む)
- ③経済的な理由で修学が困難な方
- ④学長などの推薦がある方
- ⑤他の奨学金(無利子貸付・給付)を受けていない方

## ◆必要連帯保証人数 2人

## ◆受付期間

6月1日(火)～30日(水)  
(7月以降も申請を受け付けますが、その場合の適用は申請月分からになります)

## ◆申請書類

- ①貸付申請書
- ②学長等の推薦書
- ③連帯保証人の印鑑証明書
- ④連帯保証人の納税証明書  
(令和2年度分の市町村民税の納付状況が分かる書類/連帯保証人が西脇市に住民登録がある場合は不要)

## ◆貸付審査の要件

父母の令和3年度(令和2年1～12月所得)の申告が必要です

## ◆申請用紙の配布

4月から教育総務課で配布。また、市ホームページからもダウンロードできます

## ◆返還方法

貸付終了後、1年経過後から貸付期間の2倍の期間内で返還

## ◆申込み・問合せ

教育総務課(市役所内線532)

# 2つの会議で委員を募集

皆さんの声を施策に反映します

## 人権施策推進審議会

会議では、人権施策の総合的な推進に関して審議・協議します。

## ◆応募資格

- ①市内在住、在勤または在学する15歳以上の方(中学生は除く)
- ②本市の他の審議会などの委員でない方
- ③平日開催の2時間程度の会議に出席できる方

## ◆募集人数 若干名

## ◆受付期間 4月1日(木)～15日(木)

## ◆申込み・問合せ

〒677-8511 西脇市郷瀬町605番地  
西脇市まちづくり課人権室  
☎22-3111 ☎23-8833  
✉jinken@city.nishiwaki.lg.jp



## 青少年問題協議会

会議では、未来を担う子どもたちの健全な育成方策を検討・協議します。

## ◆応募資格

- ①市内在住、在勤または在学する20歳以上の方
- ③本市の他の審議会などの委員でない方
- ②平日開催の2時間程度の会議に出席できる方

## ◆募集人数 2人以内

## ◆受付期間 4月12日(月)～5月14日(金)

## ◆申込み・問合せ

〒677-0015 西脇市西脇790番地の15  
西脇市教育委員会学校教育課青少年センター  
☎22-4000 ☎23-3591  
✉young@city.nishiwaki.lg.jp

## 応募に関する共通事項

### ◆任期 委嘱の日から2年間

### ◆報酬額

1開催につき3,700円(3時間未満の場合)

### ◆応募方法

応募用紙に必要事項を記入し、担当課へ提出(持参する場合は土・日・祝日を除く)。用紙は市ホームページからダウンロードできます

### ◆選考方法

書類選考し、結果は応募者全員に通知します

# 経営革新・起業等に補助金

「新しい生活様式」に対応したビジネスにも



受付は予算額に達した時点で終了

市では、経営革新や起業・第二創業に挑戦する事業者を支援するための補助制度を設け、事業に必要な経費の助成等を行っています。

令和3年度の申請は、4月から受け付けます。

## ◆申込み・問合せ

商工観光課(市役所内線281)

## ◆対象

市内に事業所を置く中小企業者・個人  
(新たに事業を開始する場合を含む・市税等の滞納者、反社会的勢力関係者は除く)

## ◆事業期間

交付決定日～令和4年3月31日  
(交付決定より前に支出した経費は、補助対象外)

## ◆申請方法

申請用紙に必要事項を記入し、上記へ提出。用紙は市ホームページからダウンロードできます

## ◆その他

- ・国や県などから、他の補助金を受けている事業は対象外です
- ・事業を実施する前に、市へ申請が必要です

受付は

5月14日まで

## 起業・第二創業促進支援事業

### ◆審査方法 委員による面談(審査会)

### ◆対象事業・補助金額等 下表のとおり



対象事業	対象経費	補助率	上限額
・市内で地域の需要を創造する起業 ・第二創業を行うもの	・事業所改修費 ・機械および装置導入費 ・備品購入費 ・広告宣伝費 ・事業所賃借料 など	1/2	100万円

※西脇市内に移住し、新たに事業を始める方には、上限額に加算があります。

受付は

6月30日まで

申請受付後、随時交付決定

## ものづくり・あきない経営革新支援事業

### ◆審査方法 書類選考

### ◆対象事業・補助金額等 下表のとおり



対象事業	対象経費	補助率	上限額
新設備・新生産方法の導入	・生産性向上、非対面型ビジネスモデルに資する機械・設備 ・ITツール、ソフトウェアの購入費 など	1/2 (下限は50万円)	100万円
販路開拓・拡大(展示会等の出展・クラウドファンディングの実施)	・展示会小間料(オンライン開催を含む) ・商品紹介動画等の出展に係る制作費 ・クラウドファンディング利用手数料 など	1/2	50万円
支援アドバイザーの派遣	事業に関する相談アドバイザーの派遣経費	全額(無料派遣)	—

詳しくは、商工観光課へお問い合わせください。また、市ホームページにはより詳しい内容を掲載しています。